

京都市産業廃棄物実態調査等業務 仕様書

1 業務名

京都市産業廃棄物実態調査等業務

2 業務の目的

本調査は、京都市内に所在する事業所を調査対象として、各事業所の事業活動に伴って生じる産業廃棄物等の排出及び処理状況の実態を把握し、平成30年度の京都市における産業廃棄物の排出から処分までの流れを的確に把握するとともに、平成23年3月に策定した「第3次京都市産業廃棄物処理指導計画」（以下「第3次計画」という。）の進捗を確認し、及び第3次計画の期間満了（令和2年度）後の次期方針の策定等に資する情報を収集することを目的とする。

※ 第3次計画については以下のホームページにおいて公開している。

https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000175/175624/3rd_plan_Industrial_waste.pdf

3 業務期間

契約締結日～令和2年3月31日

4 業務概要

- (1) 産業廃棄物の排出量及び処理状況の実態把握調査
別紙1のとおり
- (2) 排出事業者の意識調査
別紙2のとおり

5 業務計画書の提出

本業務を受託後1週間以内に、業務実施計画書及び業務工程表を京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課宛てに提出する。

なお、提出する様式は任意とする。

6 法令の遵守

本業務実施に当たっては各種法令を遵守しなければならない。

7 完了報告

業務を完了したときは、本市の確認を受け、直ちに、成果品（別紙1，2に示す調査の結果を取りまとめた報告書）を添付のうえ、業務完了報告書を提出する。委託料については、本市において成果品の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。

なお、成果品は、電子データ（Word又はExcel及びPDF）をCD-Rにより正副各1部、冊子をA4版白黒印刷により100部提出するものとする。

8 その他

- (1) 業務を進めるに当たっては、本市と十分に協議を行うこととし、調査結果を説明するために必要となる資料の作成等を行うこと。
- (2) 本仕様書について疑義が生じた場合は、本市の指示に従うこと。
- (3) 報告書を取りまとめる際には、校正を十分に行うこと。
- (4) 調査データは本市に帰属するものとする。
- (5) 本件業務の遂行に伴い発生する経費は、受託者の負担とする。
- (6) 本市が提供した資料及びデータ等については、他への流用を一切禁止する。また、本業務が終了した時点で、紙媒体の資料は速やかに返却し、電子媒体のデータ等は速やかに抹消すること。

産業廃棄物の排出量及び処理状況の実態把握調査

1 業務概要

(1) 調査対象区域等

京都市内全域

(参考) 前回調査時点の対象排出事業者数：77,473

(総務省統計局「事業所母集団データベース(平成25年)」)

(2) 調査対象期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

(3) 業務内容

- ア 産業廃棄物の発生(排出)状況及び処理状況等の実態把握調査
- イ 調査結果の内容精査・集計等
- ウ 報告書の作成(中間報告の作成含む)
- エ その他上記業務に伴い必要となる業務

2 調査方法

「産業廃棄物実態調査報告書(平成27年3月 京都市環境政策局)」(以下「平成27年3月報告書」という。)及び「産業廃棄物排出・処理実態調査指針改訂版(平成22年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)」に記載された方法を基に、アンケート調査を基本とし、適宜、下記(1)イの行政報告等を用いるなど、次のとおり調査を行う。

なお、アンケート調査の回収率が低かった場合は、電話等による督促を行うものとする。

(1) 排出事業者に対する調査

- ア 排出事業者へのアンケート調査を用いる方法
- イ 本市に提出された産業廃棄物管理票交付等状況報告書(電子マニフェスト情報処理センターが自治体に報告する電子マニフェスト登録等状況報告書のデータを含む。)、多量排出事業者による(特別管理)産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書等の行政報告を用いる方法

(2) 中間処理業者に対する調査

本市に提出された(特別管理)産業廃棄物の処分実績報告書を用いる方法

(3) 再生利用業者等に対する調査

上記(1)の「排出事業者に対する調査」において、売却、再生利用又は処分先として回答があった市内外の再生事業者、本市が把握している再生事業者、京都府再生事業者登録事業場へのアンケート調査を用いる方法

(4) その他

平成27年3月報告書に記載された調査方法に修正を加え、広域移動実績に関し、市内から排出される産業廃棄物の埋立処分先(都道府県別)について、種類別、業

種別に調査するものとする。

3 集計方法

調査結果を精査したうえで、平成27年3月報告書と同様又は比較検証が可能な形式で集計する。

なお、同報告書にない調査の結果についても、適宜、これに準じた形式で集計するものとする。

排出事業者の意識調査

1 目的

本調査は、「第3次京都市産業廃棄物処理指導計画」に掲げた施策の進捗等を確認するとともに、期間満了後（令和2年度）後の次期方針の策定に向け、産業廃棄物の排出事業者の意識調査を実施し、産業廃棄物に係る情報を収集することを目的とする。

2 調査方法

産業廃棄物の排出量及び処理状況の実態把握調査においてアンケート調査を実施する排出事業者に対して、併せて意識調査を行う。

3 調査項目

平成27年3月報告書及び「産業廃棄物の処理等に関する意識調査集計結果報告書（平成27年3月 京都市環境政策局）」（以下「平成27年3月意識調査報告書」という。）を基に課題を検討し、以下の例及び平成27年3月意識調査報告書の調査項目を参考に、目的にかなった調査項目を提案する。

(例)

- ・ 産業廃棄物の適正処理やリサイクルの推進に関する課題
- ・ 産業廃棄物の減量・リサイクルに関する企業目標
- ・ 排出事業者のリサイクル取組事例
- ・ 廃棄物処理業者を選ぶ基準（処理業者に公表してもらいたい情報）
- ・ 電子マニフェストの利用に係る課題
- ・ 産業廃棄物の適正処理に係るICTの活用状況
- ・ 行政から行ってほしい情報提供内容及び手法

(例：最新技術、リサイクルの取組事例、廃棄物関係法令の改正状況、産業廃棄物処理に係るマニュアル、QA等)

- ・ SDGsの目標達成に向けた取組状況
- ・ 中国等による廃棄物の輸入規制等の影響や将来展望

4 追加提案

排出量や再生利用量等の将来予測、廃棄物処理業者（*）の意識調査、企業や自治体等の先進的な取組の調査、より有効な調査方法等の追加提案があれば積極的に提案すること。

*市内の産業廃棄物中間処理業者数：51業者（平成31年4月1日現在）

5 集計方法

調査結果を精査したうえで集計を行い、結果を分析し、産業廃棄物の排出量及び処理状況の実態把握調査と併せて報告書を作成する。